

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 25 年 10 月 4 日(金)午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分

2. 開催場所 辰野町役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(16人)

会長	1 番	尾坂 壽夫
会長職務代理者	2 番	赤羽 則子
委員	3 番	三浦 淳
	4 番	上島 貞章
	5 番	中村 智子
	6 番	足助 聰美
	7 番	下田 節子
	8 番	野澤 修一
	9 番	根橋 英男
	10 番	根橋 鉄雄
	11 番	竹淵 光雄
	12 番	宇治 昭三郎
	13 番	有賀 勝英
	14 番	宮原 光平
	15 番	小澤 浩矩
	16 番	栗澤 幸雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

議案第2号 非農地の承認について

報告事項 専決事項について

(1)9 月許可決定の 5 条 4 件については、長野県農業会議から 9 月 13 日付で許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 飯澤誠
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実
書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

<尾坂会長>

どうも皆さんこんにちは。大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。今、代理のほうからお話がありましたように、9月16日の台風18号以来いい天候が続きましてほとんど雨が降らないというような状況でございまして、秋の収穫も順調に進んでるのではないかと思います。しかし反面、秋の野菜にとっては水不足ではないかと、皆さん方も結構毎日水をやっているんじゃないかなと思います。先月9月18日に農業委員会巡回検討会がありまして、長野県農業会議の事務局長さんらが来まして、いろいろお話しした中で全国農業新聞につきまして、普及推進についてお願いがございました。ぜひとも委員の皆さん方にはぜひ一部とっていただき、なおかつ一人くらいの増員を目標にしてお願いしたいというようなことをいわれましたので、皆様方につきましてもぜひとも農業新聞を一部プラス一部というような形で考えていただければ幸いです。また、9月25日にはパトロールの説明がございましたけれども、今月が一応その時期でございまして効率的に調査していただきますようよろしくお願いいたします。以上でございますが本日の総会よろしくご審議お願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

それでは今日はマイクがございませんのでできるだけ大きな声で話しますが、議事録の署名人でございますが、15番の小澤さん、16番の桑澤さん、よろしくお願いいたします。

それでは4番の議事でございます。議案第1号、農地法の規定に基づく許可について、事務局お願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1～2番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字上原…番地、地目は畑、面積304㎡を、大字伊那富…番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は37aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確

保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原委員と上島委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

それでは宮原委員の方からご説明お願いしたいと思いますが。

<14番宮原委員>

はい、それでは詳細を説明します。9月8日に竹淵、上島両委員と確認をいたしました。境はしっかりしておったということで、以上、説明を終わります。(場所の質問あり回答)

<尾坂会長>

何かご質問ご意見等ございましたら。(「異議なし」の声)異議なしということでございますのでこの件について許可したいと思っておりますのでよろしくお願いします。それでは2番の説明をお願いいたします

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさん所有の、大字伊那富字北湯舟…番地、地目は畑、面積380㎡を、箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいの…さんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は1.2haで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましても、宮原委員と上島委員から意見書をいただいています。

<尾坂会長>

では引き続き宮原委員の方からお願いいたします。

<14番宮原委員>

はい。9月17日に上島委員と二人で確認いたしました。(場所の説明)8月にこの下のところを太陽光発電の設置ということで確認をしたところ、その上の土地で山についた地点ですが箕輪の方ということでどういう風に使うかですが境はしっかりしているということで確認をいたしました。以上でございます。

<尾坂会長>

ただいま宮原委員の方からご説明がございましたが、これに対する質問等、ご意見ありましたら。「(なし)の声」なしということでございますのでこれにつきまして、許可することといたします。以上、3条2件につきましては許可することによりましてよろしくお願いいたします。次に5条、説明をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5 番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、賃貸借権の設定でございます。

大字伊那富…にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富字南原…番地、地目は畑、面積420㎡を、伊那市東春近…のBが賃貸借し駐車場および資材置場とするための申請でございます。借受人は申請地隣接に伊北支所がありますが、駐車場、資材置き場がなく事業に支障をきたしてまいりました。他に適当な場所もないため申請地を借り受け、車14台分の駐車場および緑化木仮植などの資材置き場とする計画です。申請地は上下水道の埋設された道路沿道で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、辰野南小学校と沢上公民館がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては有賀委員、尾坂会長から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それでは有賀委員の方からご説明よろしくをお願いいたします。

<13番有賀委員>

では報告します。現地を確認しましたところ、隣接の方々からは了解を取ってあるということで問題ないということで承認いたしました。以上よろしくをお願いいたします。

<尾坂会長>

ただいま有賀委員の方から説明がありましたけれども、これにつきまして何かご意見等ございましたら。「(なし)の声」はい、質問等ないということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。よろしくをお願いいたします。続いて2番。

<足助事務局次長>

2番、賃貸借権の設定でございます。

大字平出…にお住まいの A さんが所有いたします、大字平出…番地、地目は畑、面積 281 m²を、大字伊那富…の B が賃貸借し老人デイサービスセンターを新築するための申請でございます。借受人は老人福祉施設を営む社会福祉法人であり、平出区内でデイサービス事業を計画していたところ、貸渡人が手不足により耕作できないということで申請地を借り受け、周辺の宅地とあわせて老人デイサービスセンターを新築する計画です。申請地は第一種住居地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては赤羽代理、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

詳細につきまして赤羽代理の方からよろしく願いいたします。

<赤羽職務代理>

2番、赤羽が報告いたします。(地図により場所の説明)9月18日下田委員とともに地主さんの A さんと一緒に、そして司法書士の方と立会いをいたしました。この現地はすでに以前 C さんが使用していたところなんですよ。それで黒で囲ってある(申請地)ここだけが農地になっていたということです。何十年も前のお話ですのでどういう風だかわかりませんが。それで、この土地だけでなく周りの土地もほとんどこの A さんの土地です。ですのでもちろん境もきちっと四隅、測量されております。それを確認いたしまして、そしてもうすでに今日の新聞にも載っておりますけれども、早速ここで許可がおりれば工事に入りたいということでもあります。そんなわけではっきりとした事情も説明をお聞きしましたので、下田委員とともにいいのではないかとということで判をつけていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

<尾坂会長>

はい、説明が終わりました。ただいまの件につきまして、何かご質問ご意見等ありましたら。「異議なし」の声 異議なしという声がありましたので、この件につきまして許可することにいたします。次に3番お願いいたします。

<足助事務局次長>

3番、使用貸借権の設定でございます。

大字伊那富…番地の A さんが所有いたします、大字伊那富…番地、地目は田、面積 192 m²を、大字伊那富…番地の B さんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在賃貸住宅に暮らしておりますが、実家隣接の父所有の申請地を使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は第一種住居地域の用途

地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます、よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは宮原委員さん、ご説明よろしく申し上げます。

<14番宮原委員>

はい、9月19日に上島委員と二人で確認をさせていただきました。(場所の説明)このAさんという方の息子が家を建てるといことで、この辺一帯はAさんの土地になっています。したがって上下水道はAさんのところにつながっていると。それと、境界杭もはっきりしているといことで、いいだろうという方向で見えてまいりました。ご審議の程よろしく申し上げます。

<尾坂会長>

ただいま宮原委員の方からご説明がございました。境界杭等しっかり、はっきりしているという状況のようでございます。この件につきましてご意見ご質問等ございましたら。「異議なし」の声)もうすでに周囲が住宅に囲まれているような状況でございますので、また、今異議なしという声もございましたので、この件につきまして許可することにいたします。次に4番お願いします。

<足助事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。

大字樋口…のAさんが所有いたします、大字樋口…番地、地目は田、面積490㎡を、諏訪郡下諏訪町…のBさんが使用貸借し住宅を新築するための申請でございます。借人は現在下諏訪町の妻の祖父所有の住宅で家族と暮らしておりますが、独立を考え両親に相談したところ、父所有の申請地が適地であるといことで、使用貸借し住宅を新築する計画でございます。申請地は上下水道の埋設された道路沿道で500メートル以内に2つ以上の公共公益的施設、樋口コミュニティセンターと東部保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、桑澤委員、下田委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

それではこの件について桑澤委員の方から説明をお願いします。

<16番桑澤委員>

16番の桑澤が説明します。9月15日に下田さんと現地を確認しまして、境、下水道、上水道、そして道路ともしっかりしているということで異常ありませんのでよろしくお願ひします。

<尾坂会長>

はい、ただいま説明がありました。何かご質問等ご意見等ございましたらお願ひいたします。「異議なし」の声 異議なしということでございますので、この件につきまして許可したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。次に5番お願ひいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字伊那富…のAさんが所有いたします、中央…番地、地目は田、面積260㎡を、諏訪市中洲…番地のBさんが取得し住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在借家に家族と暮らしておりますが、子の成長に伴い持ち家を持ちたいと考え申請地を取得し住宅を新築する計画でございます。申請地は第二種住居専用地域の用途地域にあたりますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては宮原委員、上島委員から意見をいただいております。

<尾坂会長>

はい、それでは詳細につきまして宮原委員の方から。

<14番宮原委員>

はい、それでは発表させていただきます。9月15日に上島委員と確認いたしました。(場所の説明)この、大きな田んぼだったところを四区画にして二区画はもう家が建っているという土地ですが、道も一応あけて住宅にいけると。境界杭もしっかりしていて道路もしっかりできていて上水道下水道も問題ありませんのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

<尾坂会長>

ただいま宮原委員の方から説明がございました。何かこれにつきまして、宅地化されているところですが、何かご意見ご質問等ございますか。「なし」の声)ないようでございますのでこれにつきまして許可したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。以上5条につきまして5件、許可することにいたします。次に議案第2号、非農地の承認について事務局説明お願ひいたします。

【非農地の承認について1番朗読】

<足助事務局次長>

非農地証明書の交付申請でございます。東京都世田谷区田園調布..丁目..番..号のAさんから、大字伊那富字滝洞…、登記地目は畑、1306 m²と、大字伊那富字楡沢…、登記地目は畑、522 m²、以上2筆について申請がありました。理由としまして、戦時中は畑として使用されていたと思われるが、戦後まもなく、周辺が山林であったため植樹して周辺山林とともに現在まで放置し、60年以上の杉とカラマツの山林となっている土地であります。農地に復元するのは容易ではなくまた農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。この件につきましては、宮原委員、上島委員が現地を確認しております。

<尾坂会長>

それでは確認しました宮原委員、状況等ご説明願いたいと思います。

<14番宮原委員>

それでは報告します。9月17日に確認しました。(場所の説明)畑だったところを植林されて唐松等木が生えてるということで確認いたしましたところ、すっかり山林となりました。以上でございます。

<尾坂会長>

何かご意見ございますか。承認することに意義ありませんか。(「なし」の声)意義ございませんのでこれにつきまして承認したいと思いますのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。次に報告事項、(1)専決事項について事務局よりお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、9月許可決定の5条4件につきましては、長野県農業会議から9月13日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。報告事項は以上でございます。

<尾坂会長>

ただいま事務局より説明がありましたとおり許可申請書を交付したということであり
ます。何かありましたらお願いします。ないようでございますので以上をもって4番の議事
を終わりたいと思います。

その他

○第59回長野県農業委員大会について

日時11月7日(木) 場所ホクト文化ホール(長野市) 午後12時30分開催

受付開始正午～ 全員参加 町バスで11月委員会終了後

○上伊那農業委員会協議会農業先進地調査

会長、代理出席

○次回委員会開催日時 11月7日(木)午前8時30分～ 役場第6会議室

○大豆今後の日程について

大豆:収穫はコンバイン、仕込みは11月23日(土・祝)、前日準備11月22日(金)

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証
するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印